災害時における災害用トイレ等の保有・提供および運用に関する無償支援協定

滋賀県（以下、「甲」という。）と、滋賀県環境整備事業協同組合（以下、「乙」という。）および滋賀県下水道保全事業協同組合（以下、「丙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害ならびに重大な事故その他の不測の事態の発生時において、被災者および避難者等の生活環境の悪化を防止し、衛生的かつ円滑な応急対応を実施するため、災害用トイレ等の保有・提供および運用に関する無償支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害発生直後から仮設トイレ等が設置されるまでの初動期において、確実に使用可能な災害用トイレ等（以下、「対象物資」という。）を円滑に供給から、使用後の回収・処理までを一体的に支援する体制を構築することにより、滋賀県における実効性の高い災害時トイレ対策の確保を目的とする。

（協力の範囲）

第２条　甲が乙および丙に協力を要請する範囲は次に掲げるものとする。

（１）対象物資の提供および甲の指定する場所への運搬

（２）その他協議の上定める事項

（想定する協力期間）

第３条　協力期間は、発災直後から仮設トイレ等の恒常的な衛生設備が整備されるまでの概ね３日程度（発災後の初動期）とする。ただし、状況により甲乙丙協議の上、これを延長することができる。

（配備および保有）

第４条　配備および保有は、次に掲げるところにより行うものとする。

（１）平時において、乙および丙は、主として県全域への対象物資の円滑な供給体制を維持するため、対象物資を別表のとおり常時配備および保有するものとする。

（２）災害発生時において、乙は、主として県全域への対象物資の円滑な供給体制を確保するものとする。

（更新および管理）

第５条　対象物資の更新および管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

（１）乙および丙は、対象物資の使用期限を適切に管理し、当該期限までに、乙および丙の責任において新たな物資に更新するものとする。

（２）乙および丙は、前号の更新および管理の状況について、第10条第２項に定める連絡体制の確認にあたり、併せて報告するものとする。

（３）別表の事項に変更が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

（提供要請および提供）

第６条　災害発生時において、甲が対象物資の提供を必要と認めた場合は、乙および丙に対し提供を要請するものとする。

２　前項の要請は、原則として書面（別記様式第１号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭または電話、電子メールその他の電子的手段により行い、事後速やかに書面で確認するものとする。

３　乙および丙は、要請を受けた場合、自らの事業継続に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに対象物資を提供するものとし、業務の完了後は書面（別記様式第２号）により甲に報告するものとする。

４　乙および丙は、甲から、滋賀県内の被災自治体に対して、被災していない自治体に存する組合事務所等に配備および保有する対象物資の提供要請があった場合、対象物資の提供を行うものとする。
５　前各項の規定は、乙および丙が他の自治体等に対して、対象物資の提供を妨げるものではない。この場合、乙および丙は、当該提供について遅滞なく甲に連絡するものとし、乙および丙は甲への対象物資の円滑な提供に支障が生じないよう、対象物資の補充および確保に最大限努めるものとする。
６　甲は、県外の自治体等から対象物資の提供要請を受けた場合、乙および丙に対し、当該自治体等への提供を要請することができる。この場合、提供の可否、数量、方法等については、甲乙丙協議して定めるものとする。

（収集および運搬）
第７条　対象物資使用後の固形汚物袋および不要となった対象物資については、乙が収集および運搬を行うものとする。
２　前項の収集および運搬は、乙が締結している既存の災害時協定または廃棄物処理に関する協定に基づき実施するものとする。

（費用の負担）
第８条　本協定第４条から第７条までに掲げる事務の遂行に要する費用（対象物資の配備および保有、更新および管理、提供要請および提供、対象物資使用後における補充、収集および運搬等の一切の費用を含む）は、乙および丙が負担するものとする。

（第三者への賠償責任）
第９条　乙および丙は、この協定に基づく業務中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
２　乙および丙がこの協定に基づく業務の実施中に天災等自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙および丙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙丙協議の上定めるものとする。

（情報共有および連携）
第10条　甲および乙ならびに丙は、平常時から連絡体制の整備、情報交換および必要な協議を行い、災害時において円滑に本協定が機能するよう努めるものとする。
２　前項に定める連絡体制については、年度始め等、年１回を目途に相互に確認するものとする。なお、変更が生じた場合は、その都度、相互に報告する。

（協議）
第11条　本協定に定めのない事項または本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙丙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（適用）
第12条　協定の有効期間は協定締結の日から令和９年３月31日までとする。以後、甲、乙、丙のいずれかの申し出のない時は、この協定の有効期限を１年延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年８月20日

甲　滋賀県大津市京町四丁目１番１号
滋賀県知事

乙　滋賀県大津市富士見台５７番４７号
滋賀県環境整備事業協同組合
理事長

丙　滋賀県大津市富士見台５７番４７号
滋賀県下水道保全事業協同組合
理事長

別表　組合事務所等における対象物資の配備

組合事務所等の所在市町	数量（回）	備考
滋賀県	10,000	滋賀県環境整備事業協同組合 大津市富士見台57番47号
	10,000	滋賀県下水道保全事業協同組合高島事業所 高島市今津町今津448－106 高島浄化センター内
大津市	56,000	市内の組合員の事業所
彦根市	20,000	市内の組合員の事業所
近江八幡市	14,000	市内の組合員の事業所
草津市	24,000	市内の組合員の事業所
守山市	14,000	市内の組合員の事業所
栗東市	12,000	市内の組合員の事業所
甲賀市	14,000	市内の組合員の事業所
野洲市	10,000	市内の組合員の事業所
湖南市	10,000	市内の組合員の事業所
高島市	10,000	市内の組合員の事業所
東近江市	20,000	市内の組合員の事業所
米原市	8,000	市内の組合員の事業所
日野町	6,000	町内の組合員の事業所
竜王町	4,000	町内の組合員の事業所
愛荘町	6,000	町内の組合員の事業所
豊郷町	4,000	町内の組合員の事業所
甲良町	4,000	町内の組合員の事業所
多賀町	4,000	町内の組合員の事業所

滋賀県内総数	260,000	

別記様式第１号（第６条第２項関係）

協力要請書

年　　月　　日

滋賀県環境整備事業協同組合
　理事長　　様
滋賀県下水道保全事業協同組合
　理事長　　様

滋賀県知事

「災害時における災害用トイレ等の保有・提供および運用に関する無償支援協定」第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　応援協力の内容

２　応援協力を必要とする場所

３　その他必要な事項

【担当者】
所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

別記様式第２号（第６条第３項関係）

完了報告書

年　　月　　日

滋賀県知事　様

滋賀県環境整備事業協同組合
　理事長
滋賀県下水道保全事業協同組合
　理事長

「災害時における災害用トイレ等の保有・提供および運用に関する無償支援協定」第６条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　支援協力日

２　支援内容（トイレの配布個数・提供先等）

３　責任者の氏名・連絡先

４　その他必要な事項

【担当者】
所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：